

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>十～十三（略）</p> <p>十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）</p> <p>十五（略）</p> <p>（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）</p> <p>第五条の十一（略）</p>	<p>（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本</p> <p>十～十三（略）</p> <p>十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本</p> <p>十五（略）</p> <p>（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）</p> <p>第五条の十一（略）</p>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四 (略)

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六～九 (略)

十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

十一 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ (略)

ロ 定款及び登記事項証明書

ハ・ニ (略)

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

へ・ト (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四 (略)

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

六～九 (略)

十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本

十一 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ (略)

ロ 定款及び登記簿の謄本

ハ・ニ (略)

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本

へ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ～二 (略)

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)へ (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～五 (略)

六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

七～二十一 (略)

第六条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 令第五条の七第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ～二 (略)

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本へ (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～五 (略)

六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

七～二十一 (略)

第六条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 令第五条の七第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二・三 (略)

(広域的処理の認定の申請に係る書類)

第六条の十八 法第九条の九第二項の規定による環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三〇九 (略)

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該一般廃棄物の種類及び性状

三 当該一般廃棄物の数量

四〇十一 (略)

2 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に規定する事項について同一の内容の一般廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して一般廃棄物の輸出の確認(以下この条において「輸出の一括確認」という。)を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に掲げる事項

二・三 (略)

(広域的処理の認定の申請に係る書類)

第六条の十八 法第九条の九第二項の規定による環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

三〇九 (略)

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該一般廃棄物の種類及び性状並びに数量

三〇十 (略)

- 二 当該一般廃棄物の輸出の開始予定年月日
  - 三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。）
  - 四 確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数
  - 五 確認の有効期間内に輸出する当該一般廃棄物の数量の上限
- 3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - い。一 申請者が市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
    - 二 九（略）
  - 4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、輸出の回数の変更又は輸出する一般廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十三号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。
    - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - 二 当該確認を受けた年月日及び確認番号
    - 三 変更の内容
    - 四 変更の理由
  - 5 一般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了し

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 申請者が市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
  - 二 九（略）

たとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認を受けた一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

三 当該確認を受けた年月日及び確認番号

四 当該確認を受けた一般廃棄物の種類及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)

五 当該確認を受けた一般廃棄物を輸出した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日)

六 当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日)

6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとにその処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第九条の二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第九条の二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

ならない。

一〇七 (略)

八 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

九 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

十 申請者が法第十四条の五第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十三 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

三〇五 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

ならない。

一〇七 (略)

八 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

九 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

十 申請者が法第十四条の五第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

十一 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

十三 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

三〇五 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。以下同じ。))の面積及び埋立容量。第十二条の十二の十九第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。)

六・七 (略)

2～5 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。))の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号八に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。以下同じ。))の面積及び埋立容量。第十二条の十二の十九第一項第七号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。)

六・七 (略)

2～5 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。))の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

合には、登記事項証明書)

三〇五 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一項第一号に掲げる事項の変更の届出の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号八に掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書)

三〇六 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

二〇五 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三〇五 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一項第一号に掲げる事項の変更の届出の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

三〇六 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

二〇五 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

十 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十四 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

7・8 (略)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又

十 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書

十一 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

十四 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

7・8 (略)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、個人にあつては住民票の写し及び登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

は寄付行為及び登記事項証明書

二・三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号八に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)  
第十二条の十一の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜四 (略)

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

七 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記

二・三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)  
第十二条の十一の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜四 (略)

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書

七 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

事項証明書（これらの者がが法人である場合には、登記事項証明書）

十 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3  
(略)

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ (略)

ロ 定款及び登記事項証明書

ハ 法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ニ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ホ 令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨

十 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

3  
(略)

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ (略)

ロ 定款及び登記簿の謄本

ハ 法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

ニ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

ホ 令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

の登記事項証明書

へ (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

ホ (略)

3 (略)

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

三・四 (略)

五 相続人が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

六 相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

へ (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本

ホ (略)

3 (略)

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 住民票の写し及び登記事項証明書

三・四 (略)

五 相続人が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

六 相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

( 廃棄物の輸入の許可の申請 )

第十二条の十二の十四 法第十五条の四の四第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 ( 略 )

二 当該廃棄物の種類及び性状

三 当該廃棄物の数量

四 ( 略 )

2 前項第一号から第九号まで ( 第三号を除く。 ) に規定する事項について同一の内容の廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して廃棄物の輸入の許可 ( 以下この条において「輸入の一括許可」という。 ) を受けることができる。この場合において、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第九号まで ( 第三号を除く。 ) に掲げる事項

二 当該廃棄物の輸入の開始予定年月日

三 当該廃棄物の輸入を行う期間 ( 前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「許可の有効期間」という。 )

四 許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入の回数

五 許可の有効期間内に輸入する当該廃棄物の数量の上限

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

( 廃棄物の輸入の許可の申請 )

第十二条の十二の十四 法第十五条の四の四第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 ( 略 )

二 当該廃棄物の種類及び性状並びに数量

三 ( 略 )

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項  
照明書

二 七 (略)

4 輸入の一括許可を受けた後、やむを得ない事由により当該許可  
に係る事項を変更(許可の有効期間の変更(変更後の許可の有効  
期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないも  
のに限る。)、輸入の回数の変更又は輸入する廃棄物の数量の上  
限の十パーセント未満の変更に限る。)する必要があるときは  
、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による  
届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の  
氏名

二 当該許可を受けた年月日及び許可番号

三 変更の内容

四 変更の理由

5 廃棄物の輸入の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処  
分が終了したとき(輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別  
の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき)は、  
遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告  
書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係  
る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二  
条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでな  
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の  
氏名

二 当該許可を受けた廃棄物の国内における運搬を行った者(輸

一 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿  
の謄本

二 七 (略)

入の相手国から本邦までの運搬を行った者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該運搬を行った者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

三 当該許可を受けた廃棄物の国内における処分を行った事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

四 当該許可を受けた年月日及び許可番号

五 当該許可を受けた廃棄物の種類及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

六 当該許可を受けた廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）

七 当該許可を受けた廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの処分が終了した年月日）

6 前項に規定する報告書には、当該許可を受けた廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならぬ。

（産業廃棄物の輸出の確認の申請）

第十二条の十二の十九 法第十五条の四の六第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けよ

（産業廃棄物の輸出の確認の申請）

第十二条の十二の十九 法第十五条の四の六において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする

うとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該産業廃棄物の種類及び性状

三 当該産業廃棄物の数量

四 十一 (略)

2 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に規定する事項について同一の内容の産業廃棄物の輸出を一年間に二回以上行うとする者は、一括して産業廃棄物の輸出の確認(以下この条において「輸出の一括確認」という。)を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に掲げる事項

二 当該産業廃棄物の輸出の開始予定年月日

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間(前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。)

四 確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数

五 確認の有効期間内に輸出する当該産業廃棄物の数量の上限

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が都道府県及び市町村以外の者(個人を除く。)である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 九 (略)

4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認

する者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該産業廃棄物の種類及び性状並びに数量

三 十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が都道府県及び市町村以外の者(個人を除く。)である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 九 (略)

に係る事項を変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、輸出の回数の変更又は輸出する産業廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十七号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認を受けた年月日及び確認番号

三 変更の内容

四 変更の理由

5 産業廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処理が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十八号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認を受けた産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

三 当該確認を受けた年月日及び確認番号

四 当該確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五 当該確認を受けた産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括

確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ことの輸出した年月日)

六 当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ことの処分が終了した年月日)

6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとにその処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録)

第十六条の三 令第十五条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 四〇六 (略)

(廃棄物再生事業者の登録)

第十六条の三 令第十五条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 四〇六 (略)